

⑤ 基本計画等の進捗状況の評価

関係部署 かがしまの食輸出・ブランド戦略室

現 状

食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、食の安心・安全の確保に関する課題等に適正に対処するため、鹿児島県食の安心・安全推進条例に基づき、平成23年1月に「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」を設置しました。

当委員会（企画推進部会）において、毎年、「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」の実績や計画について、評価・点検を行い、食の安心・安全の推進を図っています。

課 題

今後とも、食の安心・安全の確保に関する課題等に対処するため、学識経験者や生産段階から消費段階までの各分野の方々の専門的かつ客観的な視点に立った意見や提言をいただく必要があります。

施策の目標

「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の円滑な運営に努め、食の安心・安全の確保の推進を図ります。

具体的な取組内容

- 食の安心・安全の確保に関する施策の検証
・推進委員会（企画推進部会）の開催

〈委員会の主な役割〉

- 食の安心・安全の確保に関する基本計画の策定にあたって意見を述べること。
- 知事の諮問に応じ、食の安心・安全の確保に関する施策、課題その他の重要な事項に関し、調査審議すること。
- リスクコミュニケーションの推進役



<県食の安心・安全推進委員会>

「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画に係る施策の実施状況」は県ホームページ（以下 URL・二次元コード）から確認できます。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag04/kurashikankyo/syoku/anken/project/kihonhoushinjissekihoukoku.html>



- ⑤1-1 食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応
- ⑤1-2 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応

関係部署	生活衛生課，健康増進課，薬務課，経営技術課，消費者行政推進室， かごしまの食輸出・ブランド戦略室
------	---

現 状

食の安心・安全の確保に向けた危機管理は、それぞれの事案ごとの対応マニュアル等に基づき対応しています。

「消費者安全法」に基づき通知される、消費者事故等に関する重大事故等の情報については、被害の拡大又は同種・類似の事故等の発生を防止を図るために、消費者庁から定期的に公表されています。

また、「食品衛生法」の改正により、複数の自治体が関連する広域的な食中毒が発生した場合に、適切に調査、情報共有等を行うことができるよう広域連携協議会が設置されました。

課 題

これまで想定されなかった食の安全に関する事案の発生や拡大の未然防止と迅速かつ適切な対応を図るためには、平時から食の安心・安全の確保にあたる各関係機関・団体において、情報の共有と連携の強化を図る必要があります。

施策の目標

国，他の都道府県，市町村その他の関係機関も含め，平時からの情報の共有や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対応を図ります。

また，発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため，県ホームページや報道機関等を通じて，県民への正確かつ適切な情報提供に努めます。

具体的な取組内容

- 国，他の都道府県，市町村その他の関係機関等との情報の共有化及び連携の強化
 - ・事案発生時の未然防止
 - ・事案発生時の対応マニュアル等に基づく迅速かつ適切な対応
- 広域連携協議会での連携・協力（広域的な食中毒の発生時）
- 県民への正確かつ適切な情報提供

【食の安全に関する事案ごとの対応マニュアル等】

事 案	マニュアル
食中毒等	鹿児島県食中毒対策要綱
食中毒等	腸管出血性大腸菌感染症集団発生対策マニュアル
食中毒等	農薬事故
農薬事故	毒劇物事故等対応マニュアル
農薬事故	鹿児島県農産物のポジティブリスト制度に係る対応指針
食品表示	食品表示適正化指導対応マニュアル

5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

(3) 国，他の都道府県，市町村その他の関係機関・団体との連携

⑤2-1 内閣府食品安全委員会，消費者庁，厚生労働省，農林水産省など
国との連携や他都道府県との連携

⑤2-2 県内市町村等との連携

関係部署	かごしまの食輸出・ブランド戦略室，生活衛生課
------	------------------------

現 状

内閣府食品安全委員会，消費者庁，厚生労働省，農林水産省などの国の機関との連携や，九州・山口地域食の安全安心連携会議等を通じて，各県との情報交換を行い，食の安心・安全の確保に向けた連携を図っています。

課 題

食の安心・安全に関する施策を効果的に実施するため，今後も，国の機関や他の都道府県，県内市町村と連携する必要があります。

施策の目標

食の安心・安全の確保に関する施策を効果的に実施するため，今後も，国の機関や各県等との連携を図ります。

また，中核市として保健所を設置している鹿児島市と連携・協力して食の安心・安全を推進するとともに，その他の県内各市町村とも情報の提供などの連携に努めます。

具体的な取組内容

- 国の機関との連携
- 九州・山口地域食の安全安心連携会議等を通じた情報交換